

## 第二章 薬局〔第四条―第十一条関係〕

(注) 五十八頁における「法第九条の三」に誤りがありました。お詫びして次のとおり差し替えさせていただきます。

### 〔法 律〕

(調剤された薬剤の販売に従事する者)

第九条の三 薬局開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤につき、薬剤師に販売させ、又は授与させなければならない。

### 〔政令(施行令)〕

#### 関係通知

◎医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に当たつての留意事項について(薬局・薬剤師関係)

令和二年八月三十一日薬生総〇八三一第六号  
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長から

各 保健所設置市 衛生主管部(局)長あて  
特別区 都道府県

令和元年十二月四日に公布された医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号。以下「改正法」という。)のうち令和二年九月一日から施行されるものについては、本日付けで「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の公布について」(薬生発〇八三一第二〇号医薬・生活衛生局長通知)により通知したところですが、これらのうち、薬局・薬剤師に関連する改正法による改正後の薬剤師法(昭和三十五年法律第四百四十六号。以下単に「薬剤師法」という。)第二十五条の二第二項並びに改正法による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第九条の三第五項及び第三十六条の四第五項の規定に基づく情報の提供又は指導(以下「継続的服薬指導等」という。)及びこれらの記録の取扱い等について、下記のとおり留意事項をとりまとめましたので、御了知の上、貴管内関係

### 〔省令(施行規則)〕

(調剤された薬剤の販売等)

第十五条の十二 薬局開設者は、法第九条の三の規定により、調剤された薬剤につき、次に掲げる方法により、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に販売させ、又は授与させなければならない。

一 法第九条の四第一項の規定による情報の提供及び指導を受けた者が当該情報の提供及び指導の内容を理解したこと並びに質問がないことを確認した後に、販売し、又は授与させること。

二 当該薬剤を購入し、又は譲り受けようとする者から相談があつた場合には、法第九条の四第四項の規定による情報の提供又は指導を行つた後に、当該薬剤を販売し、又は授与させること。

三 法第九条の四第五項の規定による情報の提供及び指導のため必要があると認めるときは、当該薬剤を購入し、又は譲り受けようとする者の連絡先を確認した後に、当該薬剤を販売し、又は授与させること。

四 当該薬剤を販売し、又は授与した薬剤師の氏名、当該薬局の名称及び当該薬局の電話番号その他連絡先を、当該薬剤を購入し、又は譲り受けようとする者に伝えさせること。